

第6回「宮川プロジェクト会議」事項書

(水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決の)
ためのプロジェクト会議

平成20年6月9日(月)

10:00 ~

議事堂 6階 603会議室

1 開会

2 事項

(1) 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における
県の対応について

(2) その他

第6回「宮川プロジェクト会議」座席表

議事堂 603 会議室
平成20年6月9日

入口

高橋建二	太田憲明	辻森芳宣	川邊正樹	政策部地域づくり支援室主査	山本哲生	政策部土地資源室主幹	河口瑞子	政策部政策総務室副室長兼企画員	安井晃	企業庁企画室副室長兼企画員	北口哲士	企業庁電気事業室主幹
久世憲志	河川・砂防室長	田中幹也	岩崎光雄	農水商工部農業基盤室長	小林潔	農水商工部農業基盤室長	企業庁電気事業室長	企業庁電気事業室副室長	宮下孝治	企業庁企画室副室長	久松修	企業庁環境森林部経営企画特命監
渡邊信一郎	河川・砂防室長	政策部副部長兼企画室分野総括室長	辻英典	交通・資源政策監	坂野達夫	政策部長	戸神範雄	企業庁長	大西春郎	企業庁電気事業対策総括推進監兼RDF発電特命監	浜中洋行	企業庁経営分野総括室長
書記席												

入口

議員席

宮川プロジェクト会議（水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議）執行部に説明を求める項目

項目		内容
利水環境保全	1 宮川の流量回復	<p>企業庁は流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県の一組織として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（$0.37\text{m}^3/\text{s}$）に加えて、発電用貯留水から$0.13\text{m}^3/\text{s}$を平成18年4月より上乗せして放流している。</p> <p>平成12年3月に宮川ルネッサンス委員会水部会は、「宮川の再現渇水流量（宮川ダム直下時点$2.0\text{m}^3/\text{s}$）を回復目標に想定し、様々な流量回復方策を講じる。流量回復は、回復方策の技術、予算面の制約を受けながら、めざすべき流量に向かって、できるところから段階的に回復していくことが必要」と報告している。これに対して、どう対応するか。（宮川ダムの$0.5\text{m}^3/\text{s}$の維持、めざすべき宮川直下流量$2.0\text{m}^3/\text{s}$の段階的回復）</p>
治水	2 治水機能の確保（宮川ダムにおける事前放流等）	<p>①宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を平成17年度より行っている。</p> <p>これに対して、譲渡にあたり、宮川ダム・三瀬谷ダム両ダムにおいて洪水調整機能を確保を維持できるか。</p> <p>②平成16年9月29日の台風21号災害により、旧宮川村においては、甚大な被害を被った。とりわけ宮川ダムからの大量の放水により、宮川本流の流量は、かつてない水量となり、宮川の護岸が濁流により浸食された。下流の三瀬谷ダム湖に入る区域では、上昇した水位により、一部では住宅の基礎や沿岸道路を損壊されるほどとの被害となつた。</p> <p>企業庁と発電後の水の放流先である三浦湾の漁協関係者との間で、濁水時は発電を停止するなどの協議がなされているが、豪雨等による災害が予想される緊急時においては、濁水であっても災害を回避するために三浦湾に緊急放流することも考えられないのか。</p> <p>このことに対して、譲渡するにあたり、どう対応するか。</p> <p>③治水機能を高めるための宮川や三瀬谷のダム湖及び宮川本川、支流の堆積土砂の撤去について、譲渡するにあたり、どう対応するか。</p>
利水	3 三瀬谷ダム及び宮川ダムによる灌漑用水の補給	<p>三瀬谷ダムの設置目的に、農業用水の確保は含まれていないが、県に発電水利権があることから、渇水時は、農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしている。（昭和40年3月29日協定）</p> <p>一方、宮川ダムには、灌漑用水として750万m^3が確保されているとともに、これを超える灌漑用水が必要な時も、昭和32年11月14日覚書に基づき、河川管理者が主催する渇水調整会議を経て、必要水量を融通している。</p> <p>こうした現状を受け、譲渡にあたり、現在と同様の条件による覚書・協定を締結することができるか。</p>
	4 三瀬谷ダムの工業用水確保	<p>三瀬谷ダムに貯留権を有している南伊勢工業用水道について、今後も具体的な需要発生が見込めないことから、中南勢工業用水水道建設促進協議会において事業廃止の説明を行っている。</p> <p>これについて、三瀬谷ダムにおいて工業用水の確保が求められているが、今後、工業用水の需要が発生した場合、三瀬谷ダムによる供給は行わず他のダムによる供給を行うのか。</p>
環境保全	5 森林環境の保全	県は、平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業として費用の一部を負担し、協力している。（間伐や広葉樹植樹実施面積 H13 84ha、H14 95ha、H15,17 28ha、H18 95ha、平成18年度実績額約24百万円）これに対して、譲渡後も、同様の森林保全対策を維持できるか。
	6 魚道の整備	<p>①宍原取水堰堤に設置されている魚道機能について、本来の機能が有効に働いてるとはいえず、魚の遷上に影響を与えている。</p> <p>魚道の有効性の調査、魚道の改修について、譲渡するにあたり、どう対応するか。</p> <p>②三瀬谷ダム建設により宮川が上流・下流に寸断され鮎などの各魚種の生態系に様々な影響を与えている。</p> <p>各魚種の生態系の回復を図るための対策として魚道を整備することが考えられる。</p> <p>これについて、譲渡するにあたり、どう対応するか。</p>
	7 三浦湾漁場環境の保全	宮川第1発電所、宮川第2発電所については、宮川発電管理支所を設置し、きめ細かな渦度監視や調整（渦水状況により、発電停止や発電時間を調整するなど）を行うことにより、漁場環境に配慮した発電運用を実施するとともに、環境調査や漁場整備（H19予算約3百万円）を行うことで、漁場環境の保全に配慮してきた。
	8 三瀬谷ダムの流木除去	渦度監視や調整による漁場環境の保全について、譲渡するにあたり、どう対応するのか。
地域貢献	9 三瀬谷ダム及び宮川ダム関連施設の維持及び利用の確保	<p>三瀬谷ダム周辺は、県立自然公園に指定され、ダムには漕艇場やレクリエーション施設が設置され、自然環境を活かした地域振興資源として活用されている。また、三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として活用されている。</p> <p>宮川第二発電所内の発電用設備用地以外の「始神さくら広場」、「始神森林公園」の用地は防災拠点や集客交流事業の会場として活用されている。</p> <p>三瀬谷発電所及び宮川第二発電所内にはそれぞれ震災対策用施設があり、震災時の非常用浄水器、炊飯器、電熱コンロが備えつけられている。</p> <p>これに対して、譲渡後も施設等の維持及び利用の確保を維持できるか。</p>

水力発電事業譲渡にあたっての基本的な考え方

1. 基本条件

1) 水力発電事業の民間譲渡については、平成19年2月に「企業庁のあり方に
関する基本的方向」を示し、そのなかで譲渡にあたっての基本条件として、
以下の3条件を示しました。

- ①適正な譲渡価格
- ②全ての発電所の継続運営
- ③地域貢献の取組の継続

この基本条件を満たすためにも、譲渡方法については、譲渡交渉先を決
定し、譲渡条件や譲渡価格についての交渉を進めたうえで譲渡を行う「隨
意契約」によることとし、中部電力株式会社を譲渡交渉先としたところ
です。

2) なお、中部電力からは、本県からの譲渡交渉の申し入れ文書に対する応
諾文書の中で、「申し入れについては、誠意をもって対応する。しかしなが
ら、譲渡譲受に際しては、設備・用地上はもとより地域社会との関係など
における課題が解決されることが条件である。」との考え方方が示されていま
す。

2. 中部電力(株)との協議について

(1) これまでの経過

平成19年9月21日に中部電力(株)に対して譲渡交渉の申し入れを行い、応諾
が得られたことから、10月24日から協議を開始しています。

協議は、地域貢献の継続を含めた譲渡条件や譲渡協議全般に関するこ
とを協議する「総合調整」、発電所設備に関することを協議する「設備」、用地等
財産及び水利に関することを協議する「用地」の3つの部会を設置すること
とし、部会ごとに協議を進め、全体の進捗状況や課題を確認する場として「全
体会議」を定期的に開催することとしました。

総合調整部会では、地域貢献の現在の取組内容や地域課題についての詳細
説明を行いました。

設備部会では、中部電力が図面や点検記録の確認とともに設備の現地調査
により設備状況の把握を行いました。

用地部会でも、用地の諸元の確認や現地調査を行いました。

（2）今後のスケジュール

- 譲渡目標：平成 21 年度末
- 譲渡譲受に必要な諸手続等
 - ① 「事業譲渡・事業譲受許可申請」等の許認可手続き
 - ② 「三重県公営企業の設置等に関する条例」等の改正
- 上記諸手続を開始するには、譲渡交渉先との譲渡にあたっての基本的な事項についての合意が必要
 - …本年度末を目指
- 合意のためには、その前提となる譲渡条件の確定が必要
 - …本年度上半期末を目指

（3）今後の進め方

- 中部電力(株)との協議の上で課題となっている地域貢献の取組については、対応方針を早急に整理し、譲渡条件を確定していきます。
- 譲渡価格についても、その算定にかかる考え方を整理し、中部電力(株)との譲渡交渉を進めます。
- また、設備上の課題についてもその解決を図っていくとともに、用地関係については企業庁において必要な境界確認や測量を実施します。

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1 宮川の流量回復	流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m³）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せして放流しています。	○流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m³を継続することを要請しています。 ○また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。	○別紙のとおり
2 治水機能の確保	①宮川ダムにおける事前放流等	○宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させため事前放流を平成17年度より行うこととし、県土整備部と覚書を交わしています。 また、三瀬谷ダムでは、降雨が予測される場合や宮川ダム放流が行われる場合は、事前に発電放流を行ってダム水位を下げ、ダム流入量の増加に対応する容量を確保する運用を行っています。	○宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。 ○出水時等の三瀬谷ダムの運用について継承されるよう協議を進めています。
	②宮川ダムから三浦湾への緊急放流	○地域要望として説明しているところです。	○災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っていきます。
	③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫	○企業庁の取組について説明をしています。	○三瀬谷ダム湖内の土砂撤去についての取組を引継いでいきます。 ■宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間ににおいて土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めています。
3 かんがい補給	三瀬谷ダム	○かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。 ○なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川渴水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。	○かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいます。 ○このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川渴水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めています。
	宮川ダム	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。
4 三瀬谷ダムの工業用水	三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されました。南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。	○南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡する旨を協議しているところです。	○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。 ○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。

項目		企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5	森林環境の保全		平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	○森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。
6	魚道の整備	瀧原えん堤	瀧原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	○地域要望として説明しているところです。
6		三瀬谷ダム	三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円 各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	○稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。
7	三浦湾漁場環境の保全（濁水調整）		主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	○過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。
8	三瀬谷ダムの流木除去		三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m ³)	○三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。
9	三瀬谷ダム湖の漕艇場	県内唯一の公認漕艇場として、各種ボート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設 「始神さくら広場」、「始神木材公園」の用地	三瀬谷ダム湖の自然環境や宮川第二発電所近くの熊野古道を活かした公園等が、地元自治体等によって整備されており、関係する企業庁用地が無償利用されています。	○譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	○地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として利用されています。	○三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム堰堤上が、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	震災対策用施設	宮川第二、三瀬谷、青蓮寺、蓮、比奈知発電所の5発電所には、地域住民の自主防災組織の向上を図るために、非常用浄水器等を設置しています。	○非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	○非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 ○このため、関係者との協議を進めています。

流量回復についての基本姿勢（案）

1. 譲渡に際しての対応

- 宮川ダムからの河川維持放流量 0.37 m³/s に加えて企業庁の発電用貯留水からの 0.13 m³/s の上乗せにより実現した宮川ダムからの 0.5m³/s の常時放流が、譲渡後も継続されることを譲渡に際しての条件とする。
- 栗生頭首工直下 3 m³/s の実現が可能かどうか検討する。
 - ・検討の観点：①発電経営に与える影響
 - ②三浦湾の漁業環境に対する配慮

2. 流量回復についての基本姿勢

- 流域において、更なる流量回復に向けての気運が醸成され、その実現に向けての具体的な方策、費用負担のあり方などが議論されることが必要である。
- 将来の流量回復の水源を発電に求める場合には、CO₂削減に貢献する水力発電事業の意義も認識したうえで、三浦湾の漁業者に配慮するとともに、所要の減電補償やダムアロケーションの変更を行い、その際の費用負担は、流域全体の負担とする。
- 流量回復の実現に向けては、流域全体の公平な負担により実現を目指すという原則のもと、県として、流域関係者間の合意形成に協力していく。
- 県としては、水利用の更なる合理化や必要な森林整備による水源涵養機能の強化を進めるなど、流域全体での取組として引き続き進めしていく。